

取扱区分：「公開」

令和7年第5回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和7年5月12日(月) 10時00分

於：周南市役所本庁舎2階 共用会議室F

令和7年第5回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年5月12日（月） 午前10時01分 ～午前10時27分

2 場 所 周南市役所本庁舎2階 共用会議室F

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

1番	林	俊一	2番	歳	光時正
4番	重	永正人	5番	佐	伯伴章
6番	笠	井保雄	7番	河	内邦雄
8番	藤	原典子	9番	佐	伯信治
10番	高	橋恵	11番	秋	貞啓子
12番	藤	井孝	13番	山	下敏彦
14番	瀧	山美智子	15番	市	川進
16番	有	馬俊雅	17番	兼	重智
18番	田	中榮作	19番	白	石純治

(2) 欠席委員 1人

3番 野村邦幸

(3) 事務局職員 4人

局 長	中	村仁紀	次 長	原	田賢二
次長補佐	神	本和典	係長待遇	中	山浩毅

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第24号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第25号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	2件
議案第26号	周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について	1件

第3 報告事項

報告第30号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	8件
報告第31号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第32号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出後の事業計画の変更届出について	1件
報告第33号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	8件
報告第34号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	6件
報告第35号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	5件
報告第36号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第37号	現況が農地でないことの証明等について	11件

中村事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、3番・野村邦幸委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和7年第5回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議長より指名いたします。

9番・佐伯信治委員、10番・高橋 恵委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申

請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

1ページ及び2ページの議案第24号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が403平方メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は県外に居住しており、耕作の予定がないため譲り渡すものです。

譲受人は、自宅に隣接する農地で、ナスやタマネギ等の露地野菜を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番・重永委員

4番、重永です。

議案第24号1番について補足説明をいたします。

昨年12月19日に事務局、推進委員と一緒に現地を確認いたしました。

また、5月4日に申請人2人に対し、電話にて意思確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

現況地目は畑で、長期間休耕状態にあり、全面に防草シートが被せてありました。

譲渡人は、申請地を相続する以前から県外の現住所地に生活の拠点を移しており、元々農業経験がなく、将来も農業のために帰って

くる予定もないことから大変困っていたところ、隣家の譲受人から農業のために譲ってほしいとの申し出があったので、譲渡すことにしたとのことです。

譲受人は、会社を退職して、家庭菜園をしておられますが、以前から農業に強い関心があり、自宅に隣接する申請地を購入して農家として長く農業に携わりたいとのことです。

現在は家庭菜園用の鍬等所有とのことですが、農地を取得後は耕耘機と草刈機の購入を予定しており、まずは無農薬による自家用の露地野菜栽培から始めて、将来的には、近場の直販所への出荷もできるようしたいとのことです。

調査項目に従い調査いたしました。問題は無いと思われま

す。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,418平方メートルの農地です。

議長 (山下会長)

原田事務局次長

権利移動は所有権移転で、譲渡人は農業の後継者がいないため譲り渡すものです。

譲受人は、畜産業を営んでおり、牧草を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番・瀧山委員

14番、瀧山です

番号2番について補足説明を致します。

4月22日に事務局職員、推進委員2名と私の4人で現地の確認に行きました。

譲受人は以前から当地を借りて牧草を作っており、今回、規模を拡大するために譲り受けることとしました。

譲渡人は後継者もおらず、以前より譲受人によって耕作されていたこともあり、譲り渡すことにしました。

4月23日、24日に電話にて双方に確認をしました。

特に問題があるとは思われませんでした。

ご審議の程よろしくお願い致します。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が60平方メートルの農地です。

申請地は譲渡人2名がそれぞれ持分5分の1、譲受人が持分5分の3の共有名義の農地で、譲受人が現在、耕作をしています。

権利移動は所有権移転で、譲受人の単独名義とするために、譲渡人の持分を譲受人に移転するものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

田中委員

18番・田中委員

18番、田中です。

議案第24号、番号3について補足説明をいたします。

4月22日に事務局職員と推進委員3名で現地確認をしました。

内容は事務局の説明のとおりで間違いありません。

関係者には、それぞれ電話にて確認いたしましたが、内容のとおり間違いのないことです。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 (山下会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第24号、番号3番について質疑を行います。

す。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第24号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田4筆、畑1筆の面積が5,561平方メートルの農地で、現在、譲受人が借り受けて耕作中です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は県外に居住しており、自身では耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、引き続き水稻等を耕作するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

原田事務局次長

原田事務局次長

野村委員からお預かりした補足説明を代読いたします。

4月17日、事務局職員と現地確認しました。

内容は、事務局の説明のとおりです。

申請地の一部は耕起がしてあり、申請地の他の場所では麦の播種や、梅の植栽を確認しました。

譲渡人は県外に居住していて、耕作ができないため、いままで耕作を頼んでいたことから、譲受人に譲り渡すそうです。

譲受人とは、現地にて確認しました。

譲渡人とは、電話にて確認しました。

申請書類も揃っており、特に問題もないと思います。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第24号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第24号、番号4番は、許可と決定いたします。

次に、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

3ページの議案第25号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

本件は、令和5年12月開催の令和5年第13回総会の議案第59号、番号1番として許可を決定し、令和5年12月11日付け指令周農委5条許可第42号として許可したものに関連します。

今回の変更は、工事期間の延長に関する事項となります。

変更の理由として、地域電力の容量増強工事が必要となり、電力会社による工事完了が令和8年12月となる旨の連絡があったことから、事業計画を見直し、容量増強工事の完了後に太陽光発電設備の工事に着手することとしたため、工事期間を令和8年12月1日から令和9年1月31日までに変更したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第25号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号、番号1番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第25号、番号1番の事業計画の変更を承認することに、決定いたします。

続きまして、議案第25号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

番号2番についてご説明いたします。

本件は、令和3年4月開催の令和3年第4回総会の議案第13号、番号1番として許可相当である旨を決定し、常設審議委員会の意見聴取の審議を経て、令和3年4月28日付け指令周農委5条許可第4号として許可したものに關連します。

許可後、2回にわたって工事期間を延長する旨の事業計画の変更を承認していますが、今回の変更も、工事期間の延長に関する事項となります。

今回の変更の理由として、太陽光発電設備は完成しましたが、完成後に、敷地内の石碑調査が必要となり、一部フェンスの取り外しを行いました。フェンスの再設置が当初の工事期間内にできなかったため、工事期間を令和7年4月30日までに変更したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます。

なお、変更後の工事期間はすでに経過し、フェンスの再設置は完了しており、本事案は事業計画の変更を承認するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第25号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号、番号2番について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第25号、番号2番の事業計画の変更を承認することに、決定いたします。

次に、議案第26号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

4ページの議案第26号については、別紙「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程」をご覧ください。

今回の改正は、令和7年4月1日施行の農地法施行規則の一部改正に伴うものです。

2ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

現行では、第2条第3号ウの中で、農地施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外として同条各号の中から参照して、2ページの（ア）から4ページの（ク）までの条文を設け、また、第5号ウの中で、農地施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の例外として同条各号の中から参照して、4ページの（ア）から5ページの（キ）までの条文を設けています。

この度、4月1日施行の農地法施行規則の一部改正において、農地法施行規則第29条及び第53条に、それぞれ第4号として、地域計画区域内に認定農業者が設置しようとする農業用施設の特例が追加されました。

この改正を機に、規則第29条及び第53条の各号に個別に対応していた条文から、総括して対応する条文に改めたいと考えています。

具体的には、2ページ及び4ページにあるように、第2条第3号ウ及び第5号ウの中の「として次に掲げる事項」を「に係る事務処理に関すること。」に改め、現行の第2条第3号ウ中の（ア）から（ク）まで、及び第5号ウ中の（ア）から（キ）までを削除するものです。

これにより、今後、同様の改正があった場合、周南市農業委員会の規程の改正をすることなく対応できることとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第26号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号について、採決を行います。

原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第26号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第30号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

5ページから7ページの報告第30号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は8件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

8ページの報告第31号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出後の事業計画の変更届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

9ページの報告第32号は、届出のあった市街化区域内にある農地

の転用について、その後、転用事業者から事業計画の変更の届出があったものです。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

10ページから12ページの報告第33号は、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、8件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

13ページの報告第34号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項、農地法施行規則第58条第1項及び周南市農業委員会農地所有適格法人の要件審査及び報告手続に係る事務処理要領第9条

の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は、6件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

14ページの報告第35号は、非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、事務局判断により非農地扱いとした土地または農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱の規定に基づき、総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった5件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手續を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第35号を終わります。

続きまして、報告第36号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事

務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

15ページの報告第36号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中村事務局長

中村事務局長

16ページから20ページの報告第37号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したため、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は11件です。

非農地判断の結果、番号5番の申請地の一部及び番号10番の申請地は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付し、他は全て非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第37号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和7年第5回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時27分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和7年5月12日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 佐 伯 信 治

署名委員 高 橋 恵